

健康福祉常任委員会会議記録（概要）

平成28年12月7日（水）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第98号「平成28年度所沢市病院事業会計補正予算（第2号）」

【補足説明】 な し

【質 疑】

吉村委員

人工呼吸器の購入は新規か、買い替えか。また、気管挿管してやるようなものか、酸素マスクのようなものか。

小峯総務担当

こちらの機器につきましては、新規の購入になります。使い方としましては、マスクを当てて簡単に使えるものとなります。

参事

吉村委員

従来もそうした酸素マスクをつけるようなものがあるのか。どんな時に使用するものなのか。

小峯総務担当

現在、病棟に人工呼吸器が1台ございます。こちらは、肺炎、ぜんそく等の入院患者で自呼吸が弱ってきた患者に対して楽に息ができるように補助的に使用しています。

参事

平井委員

1台どのぐらいの価格なのか。

小峯総務担当

標準的な金額としましては222万1,000円です。

参事

中村委員

議案資料では根拠法令が、埼玉県新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業実施要綱となっているが、新型インフルエンザとの関わりは何かあるのか。

小峯総務担当

参事

当センターは、県からの依頼により、埼玉県内で新型インフルエンザの拡大期において、入院施設が足りなくなるということを想定したときの埼玉県の協力医療機関になっています。この協力医療機関に対し、このような時に診療で使える医療機器の購入について国の補助制度があり、県に要望しましたところ、追加の補助がつけましたので、購入させていただくこととなりました。

中村委員

医療センターの場合は人工呼吸器ということだが、その他の自治体の同じような公立病院では、とりわけ人工呼吸器というわけではなく、新型インフルエンザ関連に必要な医療機器の購入ということであげているのか。

小峯総務担当	補助設備のメニューが何種類かございますので、病院の持っている医療
参事	機器や特性に合わせて、各病院で選んでいるようでございます。
中村委員	他市事例として、具体的に何を購入しているかわかるか。
小峯総務担当	県に確認したのですが、内示中のため具体的に他市の情報をいただけて
参事	おりません。
末吉委員	この新型インフルエンザの協力医療機関は、市内に何カ所あるのか。
小峯総務担当	県に確認しましたところ、名簿作成中とのことで、名簿ができましたら
参事	該当する医療機関には配布するとのことでした。
近藤委員	今回、1台増設するわけだが、新しく設置する機器について機種は決定
	しているのか。
小峯総務担当	同じような使用方法のほうが効率的だということで、現在使用しており
参事	ますものと同じ機種を購入予定です。
近藤委員	補助金が222万1,000円だが、前回購入時と今回の購入では値段
	の差が出てくると思うが、前よりも金額が上回った場合はどうするのか。

小峯総務担当

参事

購入する時期や附属備品によって多少変わりますが、同様の装備のものを
買う予定ですので、金額につきましては、前回と同様のものと考えてお
ります。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採 決】

議案第98号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決
する。

○議案第106号「所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定
について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

平井委員

いわゆる特々分のことだが、交付の県の推薦基準が11項目あって毎年変わるとのことだが、所沢市は平成27年度に4項目クリアしているわけだが、大幅に変わるものがあれば教えてほしい。

粕谷国民健康
保険課長

いわゆる特々分の県の推薦基準についてですが、資格関係、保健事業関係、保険税の収納関係の大きな項目として3点ほどあり、推薦基準が毎年示されます。大きな項目としては変わりがないのですが、推薦基準が12月ごろに示されますが、その基準が年々、変わっていくものです。

平井委員

大幅に変わらないのであれば、特定健診の受診率のアップとか、伸び率とか、保健指導実施率とか、4つあるけれども、1つがクリアできれば伸び率も上がるということでは、2つの事業を頑張れば、所沢市も限度額を上げなくてもクリアできるのではないかと聞いていたのだが、その点、いかがか。例えば特定健康診査の受診率、平均44.7%を超えていればマルとなって、それを超えれば順位も上がるということですね。所沢市は現在37.7%で現在の順位が54位ということだが、受診率が上がることによって県内の順位も上がるというように連動するものではないのか。

森田国民健康
保険課主幹

特定健診の受診率についてのご質問かと思いますが、まず特々分の受診率の基準につきまして、この基準の判定の仕方がかなり大きく変わってきております。平成25年度以前につきましては、受診率が前年を上回っていればクリアできるとされていたものが、平成27年度につきましては、目標実施率の県平均44.7%を超えなければならない、もしくは伸び率が県内で15位以上にならないといけないという、所沢市にとっては大変厳しい基準に変わってきております。以前は前年度より伸びていればよく、現在でも前年度より伸びており、今年も1.7%の伸びを示しておりますのでかなり頑張っているのですが、基準が変わってしまったことによりクリアできなくなってしまったということでございます。

平井委員

特定健康受診率がアップするような所沢市独自の努力にはどのようなものがあるのか。

森田国民健康
保険課主幹

プロジェクトチームを平成27年度から結成しまして、国民健康保険課だけではなく、保健センターの職員にもチームに入ってもらい、まずは周知ということで、埼玉西武ライオンズの選手が入った啓発ポスターを作り商工会議所にポスター折り込みをお願いして店頭にも貼ってもらうといった周知を徹底しました。また、医師会の特定健診担当事務職員等を対象とした説明会におきまして、現在すでに医者にかかっている治療中なので健

康診査を受けないという方に対し、医者から特定健診の受診を勧めてもら
うことをお願いし、受診率の向上にかなり効果があったと考えています。

平井委員

そうしたことで平成26年度は37.7%になったということがわかっ
たが、平成25年度からの受診率の経緯を示してほしい。

森田国民健康
保険課主幹

平成25年度は37.6%、平成26年度が37.7%、平成27年度
につきましては39.4%でございます。

平井委員

現在は県の平均が44.7%なので、もう少し頑張ればクリアできると
ころまで来ているという理解でよいか。

森田国民健康
保険課主幹

44.7%というところが、なかなか難しいところでございます。あと
5%近く伸ばさなければならぬので、新たな方策を探っていかなければ
ならないと考えているところでございます。

平井委員

基準10に特定保健指導実施率とあるが、この努力についてはどうか。

森田国民健康
保険課主幹

プロジェクトチームの中で提案されたものですが、市長に広告塔になっ
てもらい、特定保健指導の運動教室や適量ランチ体験会に参加してもらい
、それをホームページ等で公開し、特定保健指導についての周知を徹底し

たところでございます。

平井委員

特定保健指導についても平成25年度からの実施率を教えてください。

森田国民健康

平成25年度が11.5%、平成26年度が10.2%、平成27年度

保険課主幹

が7.4%でございます。

平井委員

下がっているのですが、その辺のところを努力してもらってクリアするよう頑張るといふことかと思うが、収納率について、国民健康保険税が上がることによって収納率が下がるということはしょうがないことだが、少しでも分納でも払っていれば収納率の数値が変わってくるということになるのか。

粕谷国民健康

分割納付したうえで、その年度が終わった時にもし未納があるようであ

保険課長

れば、それは滞納率に影響するということになるかと思えます。

平井委員

この間国保税はずっと上がってきているが、そのことによって所沢市の滞納はふえているかと思うが、この間5年程度の滞納の経緯も教えてください。

粕谷国民健康

現年度課税分でお答えしますと、収納率は、平成23年度が85.89

保険課長 %、平成24年度が86.50%、平成25年度が86.89%、平成26年度が87.12%、平成27年度が87.26%でございます。

平井委員 滞納者の数も分かれば示してほしい。

小川国民健康 平成27年度の滞納者の数ですが、1万819人でございます。

保険課主幹

平井委員 平成23年度からの経緯で示してもらえるか。

小川国民健康 手元の資料では、平成26年度と27年度の人数しか把握できておりませんので、その数を申し上げます。平成26年度につきましては1万1,523人でございます。

保険課主幹

平井委員 国民健康保険に加入されている方はどのくらいだったか。

粕谷国民健康 平成27年度で約9万人でございます。

保険課長

末吉委員 昨日の議案質疑の中で、議案資料ナンバー1の平成28年度法定賦課限度額に引き上げた場合の所得階層別世帯状況表について、どのような答弁

だったか。

平田健康推進 高所得者の方々にご負担いただくことによりまして、中間所得者層の方
部長 にとって負担の均衡、公平性が図れるとお答えいたしました。

末吉委員 この場合、この表でいうと中間所得者層とはどこにあたるのか。

森田国民健康 所得でいいますと、400万円台から600万円台までとなります。
保険課主幹

末吉委員 700万円以下というところが高所得者層という区切りということにな
るかと思うが、この表を見ると、低所得者層にも該当者がおり、中間所得
者層にもやはり、この所得でそれなりにいるようだが、それについて説明
してほしい。

森田国民健康 400万円台の所得の方については、この表の500万円以下という
ところになりますが、固定資産をお持ちでない方につきましても11世帯の
保険課主幹 方が賦課限度額引き上げの影響を受けるものでございます。国民健康保険
には3つの税科目がございまして、医療給付費分と後期高齢者支援金等分
、介護納付金分がございまして、この中の後期高齢者支援金等分につきまし
ては、賦課限度額が16万円と、医療給付費分に比べるとかなり低い金額

になっておりまして、税率は2.6%、均等割が1万1,000円、均等割につきましては医療給付費分より高い金額になっております。このことから、400万円台の所得の方であっても、4人以上の被保険者のいる世帯については後期高齢者支援金等分が賦課限度額に達してしまうことで引き上げの影響を受けてしまうということでございます。

平井委員

議案資料ナンバー1の法定賦課限度額の推移をみると、平成22年度で73万円、平成28年度で89万円、6年間で16万円ということは、これからもこのように上げていくということしか考えていないのか。国保の保険料のあり方については、高所得者は仕方がないという気持ちもある。それによって低所得者にも響くということがあるので仕方がないのかもしれないが、6年間で16万円というのはすごい。これしかないのか、どのように考えているのか。

森田国民健康
保険課主幹

法定賦課限度額が今後も上がるのかというお話かと思いますが、厚生労働省がここで税制改革要望を出しており、その中で平成29年度についても国保の賦課限度額で4万円の引き上げを提案しており、平成29年度についても上がる可能性が高いものでございます。賦課限度額についての考え方でございますが、高所得者に、できるだけご負担いただくということで、今後、広域化に備えて、税率の見直し等も予想される中で、より中間所得者層に配慮した税率を算定するにあたっては、賦課限度額を引き上げ

ていくことはやむを得ないものと考えているところでございます。

末吉委員

昨日の議案質疑の中で、総所得が33万円以下の方でも資産割で680万円以上の不動産収入がある5世帯の方が増額の影響を受け、総所得100万円以下、200万円以下というところについても、所得は低いけれども資産をお持ちだということで同様になるのかと思うが、もし資産割がない形だと、この構図ががらりと変わってくるということはあるのか。

森田国民健康
保険課主幹

医療給付費分の中の資産割がない場合ということで考えますと、まず、この表での33万円以下から400万円以下までは影響を受ける世帯がゼロになります。そのあとの500万円以下のところの11世帯が影響を受けると申し上げましたが、ここに書いてある平均増額1万8,165円という金額についても減少することが考えられます。

中村委員

いわゆる審議会での今回の意見というか、どういった議論がなされたのか、確認したい。

粕谷国民健康
保険課長

今回の賦課限度額の改定について、国民健康保険運営協議会での審議ですが、質疑としまして、他市町村の賦課限度額の状況はどういう状況か、法定限度額は平成29年度も引き上げられるのか、今後も最近のような法定外繰入金のような状態が続くのか、今回8万円引き上げることでの激減

緩和策はあるのかといったものがございました。

中村委員

いわゆる国民負担率というものがあるが、先進国の中でも日本はまだまだ低いと言われている。国民負担率に関連して国の議論を何か把握しているところがあるか。

粕谷国民健康
保険課長

国民負担率といいますか、保健医療分野での話になりますが、所得に応じた負担をとということで、国民健康保険においては低所得者に対する軽減の拡大と賦課限度額の引き上げ、被用者保険については、保険料の算定元となる標準報酬月額の上限を3段階引き上げたという形で、所得に応じた負担をとという動きがあることを確認しております。

吉村委員

確認だが、先ほど、資産割の質疑応答で、不動産収入という言い方があったが、これは固定資産税のことではないかと思うがいかがか。固定資産税額の27%が資産割かなと思うが、不動産収入だと収入割になってしまうのではないか。固定資産に対して賦課するのであれば、低所得の方も不動産を持っているから資産割で賦課限度額に達する人がいるという理解でよいか。

森田国民健康
保険課主幹

33万円以下で引き上げの影響を受ける5世帯につきましては、固定資産税額につきまして平均で180万円以上の世帯になります。

末吉委員 国民健康保険運営協議会の話があったが、根本的な改善に至らない苦しい状況かと思うが、その議論をするということについての考え方、今後について、どう思っているのか。

粕谷国民健康
保険課長 国民健康保険運営の今後につきましては、広域化に向けての納付金の試算が12月から来年1月に示される予定で、年度内には全体が明らかになると聞いておりますが、その数値を見たうえで、現在の国保の状況を含めて、まず庁内で調整する会議を行い、そのうえで国民健康保険運営協議会において、今後のあり方について議論していくものと考えております。

須田健康推進
部次長 補足いたします。国民健康保険の広域化に伴う納付金に関しましては、12月から1月に一部のみ示されて、全体像が3月までに示されるのですが、それと併せて、当市がとるべき標準保険料率が示されます。その数字を見まして、併せて国民健康保険運営協議会で、どのぐらいの税率とすべきなのかも議論していくことになるかと思えます。

末吉委員 来年度になるということか。どれぐらいのスパンでやっていくのか。

粕谷国民健康
保険課長 示された数字を見まして、資料を作成いたしまして、7月以降に国民健康保険運営協議会にかけ、審議をしていただきたいと思います。

末吉委員

これまで、国保が変わった時に広報ところざわでキャンペーンに近い形のことをたくさんやってきたかと思うが、今回こういうふうに変わるということと広域化になるということで国保の先行きがわかりづらいということがあると思うし、今回4.62%とはいえ、値上げをしている世帯があるということで、どのように市民に広報し、周知していくのか。

粕谷国民健康
保険課長

広報ところざわにて、場合によっては特集ページを組むことや、また、ホームページでの周知、被保険者証の発送等の際にその中に個別通知を入れるなどして周知を図りたいと考えております。

【質疑終結】

【意見】

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第106号「所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」意見を申し上げます。今回の条例改正は、1億円の税収アップを見込んで一般会計からの運営費繰入金を少なくするというので条例改正を行ったという説明がありました。その理由として、現在81万円の法定賦課限度額を89万円として、いわゆる特々分の県の11項目の1つについてクリアしたいというような答弁もあったかと思えます。しかし特々分につきましては、たとえば特定健診受診率とか、あるいは特定保健指導実施率とかを市民の皆さんに周知することによって、上がるということもあるわけです。ですから、市民の健

康増進アップにつながるような政策を頑張ることによって、引き上げをしない方向で努力していくことの方が大事だということを申し上げ、反対の意見とさせていただきます。

末吉委員

民進ネットリベラルの会を代表して、議案第106号「所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」意見を申し上げます。今回の条例改正は国民健康保険特別会計の危機的な状況を少しでも解消するために賦課限度額を合計81万円から89万円にするものです。今回の議案審議を通して私たちの会派は2つの限界を指摘させていただきます。

1つ目の限界は、高所得者へ負担をお願いすることの限界です。増額負担を求める世帯は加入世帯全体の4.62%である2,530世帯であり、あまりにも一部の高所得者に負担をお願いするという事は否めません。2つ目の限界として、法定外繰り入れ、いわゆる一般会計からの赤字補填をできるだけ少なくすることへの限界です。今までは他の健康保険に加入している市民にとって国民健康保険会計への赤字補填は、保険料の二重払いということが指摘され、あるべき姿ではないと言われてきました。本来、受益と負担の一致が原則であることは十分理解します。しかし、昨今の加入世帯の所得構造の急激な変化と高額な薬の服用の状況を見ると、今回のように一部の高所得者へ負担をお願いするだけでは到底賄えないことはいうまでもありません。再来年の国民健康保険会計の都道府県への広域化を控え、一般会計からの法定外繰り入れのあり方も再度検討する時期が来

ていると考えます。今後は国や県に補助金等の要望をすることはもちろんのこと、以前数カ月にわたり取り扱っていましたが、広報で国民健康保険会計の状況を市民に周知することを再度お願いして賛成の意見とします。

近藤委員

自由民主党・無所属の会を代表して、議案第106号「所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」意見を申し上げます。賦課限度額を引き上げることは、主に高所得者により多くの負担を求めることになってしまいますが、高齢化の進展等による医療給付費等の増加が見込まれます。保険税の負担に関する公平性の確保を考えれば、適正であると考えます。また、国から交付される財政調整交付金にいわゆる特々分があり、賦課限度額については、県の推薦基準の1項目となっています。いわゆる特々分は獲得できれば1億7,000万円の増収が期待できるものであり、厳しい国民健康保険財政において、保険税だけではない収入の確保にもつなげていく姿勢も評価いたします。以上をもちまして、賛成意見といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第106号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第95号「平成28年度所沢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」

【補足説明】なし

【質 疑】

末吉委員

高額な薬剤の状況について、教えていただきたい。

森田国民健康
保険課主幹

所沢市では、C型肝炎新薬である、ハーボニー、ソバルディについての影響が挙げられます。これらの新薬は平成27年8月末に保険適用がされたものですが、この影響がかなり出ています。国保連合会からの試算表で保険適用する以前と以後を比較したものがございしますが、1カ月あたり約4,000万円のC型肝炎にかかる薬剤費の増額が示されています。これを1年間に換算しますと、4億8,000万円ほどの影響があると考えています。

末吉委員

患者の方がふえ続けているということでなければ、状況は変わっていくのか。ふえていくのか横ばいとなるのか、見通しはあるか。

森田国民健康
保険課主幹

C型肝炎の患者がふえているということはないと思いますが、約3カ月から4カ月の服用で完治するという薬ですので、患者の数は減っていくものと思われませんが、薬の影響については、しばらく続くものと考えています。

末吉委員 C型肝炎以外にも、高額な薬剤が、かなり経営を圧迫しているという印象があるがいかがか。

森田国民健康
保険課主幹 C型肝炎の薬剤以外に、生活習慣病の薬剤で、レパーサという薬があります。これは、高LDLコレステロール血症の治療薬ですが、生涯にわたって服用し続けるものです。1キット、100ミリグラムあたり2万3,000円しますので、こちらの影響もかなりあると考えています。

矢作委員 議案資料に、医療の高度化により1人当たりの給付費が増加したという説明があるが、その主な要因となる疾病や医療について伺いたい。

森田国民健康
保険課主幹 高額となる医療費については、まず一番大きいものが腎不全で、こちらには人工透析などの医療費が含まれています。次に多いのが糖尿病、それからがん、統合失調症型障害、心疾患、心臓病などが医療費が大きい病気になります。

吉村委員 当初の被保険者数と、今回補正で出ている被保険者数を比較すると若干伸びている。今まで何年間かは被保険者数が下降線をたどっていたが、今回は、当初見込んだ数よりふえてしまったとのことである。当初の被保険者数を見積もる時の計算について伺いたい。おそらくその見積もりよりも

被保険者がそんなに社保に移動しなかったのであろうと想像するのだが、
いかがか。

粕谷国民健康
保険課長

平成28年度当初予算を作成するにあたっては、27年秋頃の時点で、
27年度の上半期と26年度下半期の減少率から算出した人数に、28年
10月からの顕著化する減少傾向と短時間労働者の社会保険料への適用
拡大を加味して推計しましたが、全国で15万人ということがありまし
たので、その当時の全国の国民健康保険被保険者と所沢市の被保険者をかけ
まして、社会保険への移行人数を計算して作成しました。

今回の補正についてですが、社会保険への適用が26年度から進んでい
ることもあり、減少率が、本来社会保険に入るべき人が社会保険に移ると
いう社会保険への移行率が少し減少したことと、この10月から適用拡大
となる短時間労働者も思ったほど減少してないと予測して、当初予算では
総数で8万8,300人だったものが、今回は8万8,760人と減少率が
わずかに緩くなったものです。

吉村委員

今回の補正に係る被保険者数の見積もりは、来年の年度末までを予測し
て立てているということか。

森田国民健康

そのとおりです。

保険課主幹

中村委員

歳入の前期高齢者交付金が、今回の補正で4億8,500万円の減額となったことについて、その理由と、今後の前期高齢者交付金の見通しについて伺いたい。

森田国民健康

保険課主幹

当初予算の積算方法をしています。平成28年度の概算額から、前々年度である平成26年度の概算額から確定額を差し引いたものを予算額としています。予算作成時に確定している数字は、平成26年度概算額のみであり、その他の数字を試算するのですが、その試算にあたっては、全国及び所沢市の前期高齢者の被保険者数の構成率及び医療費について予測する必要があります。こうしたことから、当初の予算作成時において正確な数字を見積もるのが大変難しいものとなっております。

また今後、前期高齢者交付金の額がどのような傾向となるかということについては、国保の前期高齢者の率については年々上昇する傾向にありますが、今後の当市の人口ピラミッドを見ると、ある一定のところ、前期高齢者の数が減り、また急激にふえるところがあります。そうしたところも加味した形で試算をすることになるかと思いますが、今後についても、前期高齢者交付金額を予想することは難しいと考えています。

中村委員

予想の難しさはよくわかるのだが、実際に交付される額を過去と比較す

ると、急激に落ち込んでいるのか、それとも徐々に落ち込んでいるのか。
あるいは徐々にふえていてということなのか、よくわからない。今年度の
状況は過去と比べてどうなのか伺いたい。

森田国民健康
保険課主幹

過去の推移については、平成24年度から25年度にかけて、8億円ほ
ど伸びている時期があり、その後、26年度から27年度にかけて減少し
28年度は27年度とほぼ同額の9.1億円となっておりますが、このよう
な交付額が増減する理由については、前々年度、たとえば27年度につい
ては25年度が9.9億円とかなり多く交付されたことで、この年度の清算
分が差し引かれた影響が出たということがあります。そういったことも加
味すると、徐々に減っていくのかふえていくのかは読めないところです。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

亀山委員長

議案第95号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決
する。

○議案第92号「平成28年度所沢市一般会計補正予算（第4号）」

(当委員会所管部分：健康推進部)

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意見・採決保留】

休 憩（午前9時58分）

（説明員交代）

再 開（午前10時8分）

○議案第107号「所沢市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

矢作委員

来年から総合事業が始まることになっているが、それとこの条例改正との関連性があればお示しいただきたい。

池田高齢者支援課長

平成29年4月から所沢市では総合事業に移行するというので、市内3カ所にあります市立老人デイサービスセンターで行っている事業が総合事業を受けて対応できるように改正を行ったものであります。具体的には、要支援1、2の方の現行相当サービスと基準緩和サービスが29年4月以降に市立のデイサービスセンターで行われるよう整備したものであります。

矢作委員

単価が現行の95%になる、緩和される部分というような御説明があったと思うが、緩和される部分はどのようなものなのかということと、利用者の利用負担も5%マイナスになるということなのか。

池田高齢者支援課長

基準緩和サービスの一体型は現行の95%相当を想定している段階ではありますが、市立デイサービスに限らず単価は、95%で事務を進めているところであります。利用者の負担についても、そのケアプランの内容

にもよりますが、基準緩和型のほうがその分安くなると想定されます。

矢作委員

基準とするサービスということで今検討されていると思いますが、どういうものがどういうふうになるという内容をもう少し示していただきたい。

池田高齢者支援課長

市立デイサービスに限ってということではないのですが、内容についてはケアプランの内容によって異なってきます。想定しているものとしては、送迎のサービスが必要でない場合にはその分の単価が下げられる、あるいは週2回設定していたプランを週1回のプランで行うことができるといったことが想定されます。

平井委員

緩和されたサービスという意味では、マンパワーの確保を具体的に検討されているのか。

池田高齢者支援課長

職員の体制につきましては、緩和された基準ということで、緩和されたサービスに対応する基準、人員配置等が想定されます。

平井委員

ボランティア等を考えているのか。もっと具体的に話してもらいたい。

池田高齢者支

緩和された基準におきましても、基本的にはその事業者の職員で行うこ

援課長

とを考えております。

平井委員

ヒアリングでは利用制限がないと聞いている。今後利用される方がふえるかと思うが、そういったときにそれだけでできるかどうかという見通しがないわけだが、市としての対応策は考えていないのか。

池田高齢者支
援課長

利用の定員等がありますので、登録は受け入れられますけれども、そこは事業所が対応できるプランで事業を行っていく形になるかと思えます。

植村福祉部長

ヒアリングの際に利用制限がないと申しあげましたのは、滞納者に対して利用制限をかけませんという意味で、利用定員については、施設にふさわしい定員で行うものと思えます。

平井委員

滞納されていても利用制限はないということか。

植村福祉部長

おっしゃるとおりです。

矢作委員

緩和されたサービスで単価も95%を見込んでいて、利用料もマイナス5%ということでは、事業所としては収入減になるわけだが、その辺りはどのようにクリアされるのか。

池田高齢者支
援課長

確かに事業者の収入の面にも影響が出てくるかと思いますが、今回、本市で95%と想定したのは、事業者にアンケート等を取りまして、この程度の緩和レベルなら対応が可能だというような事業所の意向を踏まえたうえで検討した結果であります。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第107号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第108号「所沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

末吉委員

パブリックコメントの意見は、どういうものがあつたのか。

井上介護保険
課長

パブリックコメントは9月に行いまして、4件ほど御意見をお寄せいただきました。その中身ですが、掲示については非常災害時の対応を周知することには賛成であるが、掲示の具体的方法については柔軟な対応の幅を持たせていただきたいという意見が1件ありました。それから、記録については異論ありませんという意見が1件ありました。条例案については2件あり、生活相談員がサービス提供中に送迎や買い出しに出ることを認めていただきたいという意見が1件、もう1件は送迎時間をサービス提供時間に含ませていただきたいという意見でした。

平井委員

本会議において、8事業に対して現在93事業所あり、今後事業所がふえた場合には保険料との兼ね合いでという話があつたが、その辺の説明を詳しくしていただきたい。

井上介護保険

現在、市の方針として事業所数をふやすであるとか、制限するというこ

課長

とは考えておりません。現在、第6期計画においてサービス量がふえるということを見込んでおりますので、手を挙げてくる事業者がいれば、それは認めていきます。あと、第7期計画が来年度策定になりますので、そのときには介護保険料のことも勘案して、高齢者福祉計画推進会議において御意見をいただきながら、その辺は検討していきたいと考えております。

平井委員

ふえていけばいいが、95%になると実際には事業者が減っていくことも予測できる。事業者が撤退するといったときに、市はどのようなふうに対応するのか伺いたい。

植村福祉部長

今おっしゃった95%というのは総合事業の話かと思います。地域密着型サービスは全てが総合事業をするわけではありません。必ずしも単価が95%になるわけではありません。

平井委員

総合事業が入って、総合事業でやる人と介護保険でやる人がごちゃ混ぜになっていて、現在の93事業所ということでもいいか。

井上介護保険
課長

地域密着型の通所介護の事業所が66事業者あります。総合事業については66事業者が行いますが、現行型でやる場合と緩和型を選ぶ場合がありますので、全部が全部同じようにやるわけではありません。

平井委員

事業所によって、総合事業も受けるけれども今までのものもやるということ、バランスをとっているという理解でいいか。総合事業が始まると、どうなるのか。

植村福祉部長

そこは事業所の経営が成り立つようにされると思います。今、要支援1、2で受けている方が、そのまま同等の通所介護を受けるのであれば、それは料金は変わりません。ただ、緩和型を受けたいという方が来れば95%になりますので、そこはいろいろな観点から見て計算されるかと思えます。

平井委員

すごくわかりにくい。受ける方は戸惑うと思うが、そういう説明をされる予定はあるのか。

井上介護保険
課長

利用者に対する説明に関しては、ケアマネジャー等を通して説明ができるように総合事業の説明会もすでに行われておりますので、そういったところから周知はできるものと考えております。

平井委員

新総合事業になっても、結局ケアマネジャーの相談を受けなければならぬのか。新しく参入するというか、要支援1、2から外れた人が受けたいというときにも、やはりケアマネジャーのところに行くのか。それとも、包括に行って相談するのか、流れを伺いたい。

井上介護保険課長 要支援1、2の認定を受けた方、非該当になったけれども総合事業のサービスを使いたいということでチェックリストにより総合事業のサービスを受ける方と、介護認定を受けていても総合事業のサービスを希望する方もおります。その辺はご本人がケアマネジャー等に相談して決めるとか、介護保険課や高齢者支援課に相談に来たりとかということはありません。また、地域包括支援センターで相談を受けて総合事業につなげていくこととなります。

平井委員 先にチェックリストでもって選別するようなことはしないとおっしゃっているの確認しますが、あくまでもケアマネジャーも見の中で、自分が受けたいものを受けられるシステムになっていくのか、その辺の対応はどうされるのか伺いたい。

井上介護保険課長 そういった相談の中で、認定を受けてはいけませんという話にはなりませんので、認定の申請を出したいということであれば、拒否をせずに受け入れていく考えでおります。

吉村委員 1つの事業所で、総合事業と従来型のサービスを受けている人が混在する状態になり、利用者にとっては差を感じたりするケースもあると思うが、その辺は大丈夫なのか。

池田高齢者支援課長 その事業所の中で一体型で実施する場合には、そういった懸念もあるかと思いますが、そこは事業所のやり方で調整していただくことになろうかと思えます。

末吉委員 所沢市独自基準ということで、介護計画と提供した具体的なサービスの内容記録を2年から5年保存にするという説明だったが、ここの目的を再度確認したい。

井上介護保険課長 2年を5年にした理由ですが、地方自治法の第236条に時効については5年ということで規定があります。介護報酬の過払い等があった場合に2年で関係書類等を処分してしまうと、遡って監査等を行うときに、その書類がないということになるので、時効までの5年間を保存していただくということで改正しております。

末吉委員 昨日の議案質疑で、11月までに1,268件という答弁があったが、これは何の数字か。

井上介護保険課長 5年間の請求誤りに関する件数となります。これについては、市の適正化事業で誤りが判明したものと県などが行っている実地指導で判明したもの、あとは事業所自ら請求に誤りがあったと気づいたもの、その手続き

をした件数の合計です。

末吉委員

そうしたら、再度数字をお示しいただきたいのと、件数が下がっているように思うが、それについて評価、分析があれば教えていただきたい。

井上介護保険
課長

平成24年度が2,434件、平成25年度が4,059件、平成26年度が1,722件、平成27年度が1,362件、平成28年度が11月末まで1,268件です。若干減少しているようにも見えますが、24年度から25年度にかけては結構ふえております。分析につきましては、事業所の請求事務をする職員に新しい方が来たことで誤りが多かったとか、いろいろな要因がありその年によって増減があるものなのかと考えております。

末吉委員

介護計画及び提供した具体的なサービスの内容の記録というところ、結構な量になると思う。3カ年分ふえることの負担を施設に強いるということであれば、それを上回る効果が当然必要になってくると思うが、その点についてはどうか。

井上介護保険
課長

県の実地指導や市の適正化事業でも、5年間の資料を確認する機会があり、そういった中で過去のものの中から誤りを発見して、ある程度の額を返還していただいておりますので、それなりの成果はあるものと考えてお

ります。

吉村委員

参考資料の3ページに所沢市独自基準についての表があり、その中の掲示に関する所沢市独自基準の内容のところに、災害に関する具体的計画及び苦情処理の体制の内容を掲示するとあるが、具体的にはどの程度の内容まで掲示するのか。

井上介護保険
課長

具体的な見本を示して、これを貼ってくださいというものはありませんが、それぞれの事業所の施設の状況において、災害が起きたときにはこういうふうにしてほしいとか、そういったものをなるべく具体的に書いてほしいということで示させていただいております。これは今回の地域密着型通所介護の事業所だけではなくて、他の地域密着型サービスの事業所に関しても、同じように必要などころには、同じ独自基準ということでやっていただいております。その内容については、例えば施設に実地指導等に行ったときに確認して、問題があれば直してほしいという指導をすることになるかと思えます。

末吉委員

苦情処理の体制について、具体的にはどこへ苦情を言えばいいのか。

井上介護保険
課長

施設に対する苦情申し立て先ということですが、もちろん介護保険課もそうですし、国保連や県といったところに苦情窓口がありますので、そう

いったものを表記していただくということで、具体的な苦情処理の内容とか苦情申立先といったものは示しております。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第108号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第109号「所沢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

吉村委員

参考資料3ページの下段だが、これは今まではそれぞれに有資格者を配置しなければならないということで、兼務はできなかったということか。

井上介護保険
課長

先ほどの議案第108号では、新たに地域密着型通所介護の基準が定められたため、市でも条例改正を行ったわけですが、その地域密着型通所介護ができたことによって、小規模多機能型居宅介護事業所の規定の中に兼務ができるという事業所の一覧があるのですが、その中に今回地域密着型通所介護も追加するというのが、今回の議案第109号の改正点であります。今までは、ほかのサービスの部分についてはあったのですが、地域密着型の通所介護は初めてここで追加されたということであります。

矢作委員

そうすると、小規模多機能型居宅介護は事業所が4つあったと思うが、現在あわせ持つところはあるのかということと、今後いくつぐらいできるといった見通しはあるのか。

井上介護保険
課長

現在、市内にはありません。また、今後できるという予定も把握して
おりません。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第109号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと
決する。

○議案第110号「所沢市包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例
の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第110号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと
決する。

○議案第96号「平成28年度所沢市介護保険特別会計補正予算（第2号）」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第96号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第92号「平成28年度所沢市一般会計補正予算（第4号）」

当委員会所管部分（福祉部）

【補足説明】なし

【質 疑】

平井委員

臨時福祉給付金費について、これは対象者への周知はいつ頃から始まって、いつ頃給付されるのか。

佐々木福祉総務課長

今年度中に支給を開始する必要がありますので、平成29年2月15日に申請書の発送を行いまして、年度内に第1回目の支給を行いたいと考えております。

平井委員

これは通知が届くのか。

佐々木福祉総務課長

おっしゃるとおりです。

末吉委員

本庁舎2階にあるのが、これの相談窓口か。

佐々木福祉総務課長

現在ブースを設置しておりますけれども、これは現行の給付金の相談窓口になります。

末吉委員

これとは別ということか。

佐々木福祉総
務課長

継続して、経済対策分についてもブースを設置して行うことになろうか
と思います。

末吉委員

いつ見てもあまり人がいないという印象があるが、どうなのか。それか
ら、市役所に来られる方ばかりではないと思うが、その辺の手立てや工夫
はあるのか。

佐々木福祉総
務課長

可能性のある対象者全員に御案内をしておりますが、申請につきまして
は直接市役所にお越しになるほか、郵送での申請も可能となっております。

末吉委員

申請があつて給付をした率はわかるか。

佐々木福祉総
務課長

これまでの給付率ですが、平成26年度から行っておりまして、平成2
6年度の簡素な給付措置に関しましては、83.5%です。27年度の簡
素な給付措置に関しましては、89.7%で、年金生活者等への支援臨時
福祉給付金につきましては、92.9%となっております。28年度の簡
素な給付措置に関しましては現在進行中ですが、10月末日現在で62.
5%で、年金生活者等支援臨時福祉給付金につきましては、83.7%と

なっております。

末吉委員

いないという人もいるかもしれないし、必ずしも100%でなければならないということはないが、情報を受け取る側の理解や情報格差など何らかの理由で情報が届かないで手続きができなかった方もいると思うが、その辺についてはどのように考えているか。

佐々木福祉総務課長

申請の案内については、可能性のある全ての方に発送しております。ただ、案内通知が届いた方の中には、実際には所得があった方、他市で住民税が課税されている方の扶養になっている方など、支給対象にならない方が含まれていることも、100%にならない理由の1つと考えております。それから、委員御指摘のように制度をよく知らなかったり、案内通知をきちんと読まなかったりする方もいらっしゃると思いますので、今後につきましてはわかりやすい制度の周知や案内通知の作成を行うとか、あるいは申請手続きが非常に簡易に済むような取り組みを考えていきたいと思っております。

末吉委員

臨時福祉給付金を装った振り込め詐欺や個人情報の詐取があるが、そういった事例は今までなかったか。

佐々木福祉総

国で統計をとっておりますが、本市においてはそういった事例はありま

務課長

せん。

【議案第92号 福祉部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前10時54分）

（説明員交代）

再 開（午前10時55分）

○議案第92号「平成28年度所沢市一般会計補正予算（第4号）」

当委員会所管部分（こども未来部）

【補足説明】なし

【質 疑】

矢作委員

所沢市と障害者のデイサービスには、指導や監査等を含めてどういう関係性があるのか。

市来こども福祉課長

放課後等デイサービスの指定につきましては埼玉県が行っており、監査、実地指導等も県で行っておりますが、市につきましても県と連携いたしまして、必要があれば監査や実地指導に同行しております。

中村委員

放課後等デイサービスの定員は、各事業所であるのか。

市来こども福祉課長

各事業所によって指定をとる際に、定員を設けております。おおむね市内のデイサービスで、定員の数として多いのは10人となっております。

中村委員

事業所によって、申込件数のばらつきはあるのか。

市来こども福祉課長

正式に確認したわけではありませんが、給付費から見ますと、各事業所ともおおむね定員に対して7割程度となっております。

中村委員	事業所によって定員に対する充足率が、著しく高かったり著しく低かったりということはない状態で、かつ定員に対してまだ受け入れられる余地がある状況か。
市来こども福祉課長	先ほど申し上げたとおり、おおむねどこも同じような形ですので、まだ多少の受け入れも可能となっております。
吉村委員	利用料は各事業所一律なのか。
市来こども福祉課長	利用料につきましては、報酬の単価があり基本の単価としては一律ですが、それ以外に加算が付きますので事業所によって若干違ってきますが、平均しますと1日1人当たり9,900円程度で、その利用人数分となります。
吉村委員	本人負担は、この何割になるのか。
市来こども福祉課長	1割となりますが、1カ月の上限が所得によって設けられておりますので、おおむね1カ月4,600円という家庭が多くなっております。
吉村委員	週5日利用したとしても、この上限額か。

市來こども福
祉課長

そのとおりです。

【議案第92号こども未来部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前11時1分）

（説明員交代）

再 開（午前11時5分）

○議案第92号「平成28年度所沢市一般会計補正予算（第4号）」

当委員会所管部分

【意見】なし

【採決】

議案第92号当委員会所管部分については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会（午前11時8分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

平成28年第4回（12月）定例会

健康福祉常任委員会

- 1 地域福祉について
- 2 障害者福祉について
- 3 高齢者福祉について
- 4 社会保障について
（低所得者支援・介護保険・国民健康保険・高齢者医療）
- 5 子ども支援について
- 6 青少年育成について
- 7 保健・医療について